

【所得判定について】

(1) 所得の算定方法

所得算定対象となるのは受給者本人です。

基準日時点で20歳未満の場合は扶養義務者等の所得となります。

$$\boxed{\text{収 入}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{総所得金額}}$$

$$\boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{各種控除}} = \boxed{\text{基準額と比較する額}}$$

- ① 収入額（非課税所得を除く）から必要経費（収入を得るために支出した金額、給与収入であれば給与所得控除、年金収入であれば公的年金控除）を控除し、総所得金額を算出します。

※特別障害者手当は、障害者本人が障害年金、遺族年金等の公的年金を受給している場合、当該給付費は年金収入に含まれます。

- ② 総所得金額から各種控除（下記の各種控除項目一覧参照）を差し引き、所得限度額表と比較する。

※扶養親族が老人同一生計配偶者若しくは老人扶養親族がいる場合

（所得を計算する対象となる年の12月31日時点で、70歳以上の扶養親族等を示します）

→1人につき所得限度額に10万円を加算します。

※扶養親族が特定扶養親族若しくは控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がいる場合

（所得を計算する対象となる年の12月31日時点で、16歳以上23歳未満の扶養親族等のことを示します）

→1人につき所得限度額に2.5万円を加算します。

- ③ 基準額を超える場合は、非認定となります。

(2) 控除額について

所得については、下表に該当するものを控除した後の所得額が対象となります。なお、控除できる項目及び額は、税法上の控除と必ず同じではありませんので、ご注意ください。

【各種控除項目一覧】

控除の種類	本人 控除の有無	扶養義務者等 控除の有無	控除額
(1) 雑損控除	○	○	市区町村民税控除相当額
(2) 医療費控除	○	○	市区町村民税控除相当額
(3) 社会保険料控除	○	※2	市区町村民税控除相当額
(4) 小規模企業共済等掛金控除	○	○	市区町村民税控除相当額
(5) (普通) 障害者控除 (家族)	○	○	1人につき27万円
(6) 特別障害者控除 (家族)	○	○	1人につき40万円
(7) (普通) 障害者控除 (本人)	×	○	27万円
(8) 特別障害者控除 (本人)	×	○	40万円
(9) 寡婦控除	○	○	27万円
(10) ひとり親控除	○	○	35万円
(11) 勤労学生控除	○	○	27万円
(12) 配偶者特別控除 (配偶者控除は控除されません)	○	○	市区町村民税控除相当額

(13) 特定親族特別控除 (令和8年度住民税の課税状況から)	○	○	市区町村民税控除相当額
(14) 肉用牛の売却の農業所得の免除	○	○	市区町村民税控除相当額
(15) 特例控除	○	○	算定額
(16) 長期譲渡所得又は短期譲渡所得(分離課税) に係る特別控除	○	○	市区町村民税控除相当額

※1 生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除、基礎控除は、障害福祉サービスの制度においては控除しません。

※2 障害福祉サービスの制度における所得判定対象者が世帯主等の場合、社会保険料控除に代わるものとして、税法上の社会保険料控除の有無に関わらず、一律に8万円を控除します。